

## 島根大学医学部附属病院長選考基準

令和 5 年 8 月 2 日

国立大学法人島根大学長

医学部附属病院長候補者選考会議規程第 6 条の規定に基づき、島根大学医学部附属病院長選考基準を以下のとおり定める。

島根大学医学部附属病院長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

### 1. 医師免許を有し、教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者。

具体的には、医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有している者。

### 2. 病院を管理・運営する上で必要な資質及び能力を有している者。

具体的には、本院または本院に相当する規模以上の他病院において、以下のいずれかの組織管理経験があり、高度な医療を展開する特定機能病院の管理者として必要な資質、能力を有し、病院構成員を適切にマネジメントできる者。また、医療を取り巻く様々な変化に適切に対応し、強いリーダーシップを持って病院経営にあたり、適正な管理運営ができる者。

- ① 病院長、副病院長または病院長補佐に相当する役職の経験
- ② 診療科長または診療施設等の長に相当する役職の経験

### 3. 医療安全確保のために必要な知識及び能力を有している者。

具体的には、本院または本院に相当する規模以上の他病院において、以下のいずれかの業務に従事した経験があり、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有している者。

- ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者又は医療機器安全管理責任者としての業務
- ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③ 医療安全管理部門及び感染制御部門における業務
- ④ その他上記に準ずる業務

### 4. 地域医療に貢献するために必要な資質・能力及び意欲を有している者。

具体的には、島根県における中核病院として、島根県や島根県医師会及び地域医療機関等と連携し、地域医療への貢献について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力を有している者。

## 5. 中期目標・中期計画を確実に推進する資質・能力を有している者。

具体的には、島根大学の中期目標・中期計画（※）に掲げた事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力を有している者。

※島根大学の中期目標・中期計画

### ●島根大学の中期目標における「4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項」

（令和4年4月1日～令和10年3月31日）

世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、医療人を適正配置することにより、持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、優れた知識と技能を有し、地域医療で活躍できる医療人を養成する。

### ●島根大学の中期計画における「4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目

標を達成するための措置」（令和4年4月1日～令和10年3月31日）

（2）-1 がんゲノム医療や再生医療を含む革新的な治療提供体制、及び術後合併症の重症化を早期に防ぐ診療体制を構築し、進行がんの根治を目指した質の高い安全な集学的治療を展開し、地域の中核病院として地域完結型の高度医療を実践する。

（2）-2 医師不足等の地域にも配慮した適正な医療人配置を行うシステムの運用、外傷救急機能を中心とした安全で質の高い救急・災害医療機能の強化等により、包括的地域医療連携を図り、最後の砦としての大学病院の使命を発揮するとともに、優れた知識と技能を有し地域医療で活躍できる医療人を養成する。

（2）-3 環境に配慮するとともに、系統的解析による病院運営の効率化、患者及び職員アンケート調査結果を基にした療養及び就業環境の改善に取り組み、県民に信頼される安定的な病院運営を推進する。